

① 件名	
臨時福祉給付金（経済対策分）の実施について	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
<p>【背景】 消費税率の引上げ（5%→8%）による影響を緩和するため、所得の低い方々に対して、制度的な対応を行うまでの間、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給する。</p> <p>【目的】 消費税の引上げに際しての低所得者への影響の緩和を図るものとする。</p>	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
<p>【根拠法令等】 臨時福祉給付金（経済対策分）支給要領</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：無〕】</p>	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
<p>平成26年度 臨時福祉給付金支給 ～平成28年度 平成28年10月20日 臨時福祉給付金（経済対策分）支給の実施について（社援発0401第7号厚生労働省社会・援護局長通知）</p>	
⑤ 主な内容	
対象者、支給額、基準日等については以下のとおり	
区分	臨時福祉給付金（経済対策分）
対象者	平成28年度の市民税が非課税の者のうち課税者に扶養されていない者 ※生活保護受給者は除く
支給額	一人につき 1万5千円（平成29年4月～平成31年9月までの2年6か月分） ※消費税率は平成31年10月に10%に改正予定
基準日	平成28年1月1日（住民登録をしている市町村）
対象者数	35,000人（見込み） ※参考：平成27年度及び28年度実績 平成27年度臨時福祉給付金 実績 申請書送付件数 22,010件（対象人数 34,374人） 給付決定人数 26,835人 平成28年度臨時福祉給付金 実績（障害・遺族年金受給者向け給付金は除く。） 申請書送付件数 20,868件（対象人数 32,218人） 給付決定人数 24,174人

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

低所得者に対し消費税上昇分の負担緩和が図られる。

【財源措置等】

区分	臨時福祉給付金（経済対策分）	
歳入	臨時福祉給付金給付事業費補助金	525,000千円
	臨時福祉給付金事務費補助金	56,400千円
歳出	臨時福祉給付金給付事業費 （職員手当等、需用費、役務費、委託料等）	581,400千円

※参考：支給額実績

平成27年度臨時福祉給付金 実績

1人当たり支給金額 6,000円

支給総額 161,010,000円

平成28年度臨時福祉給付金 実績（障害・遺族年金受給者向け給付金は除く。）

1人当たり支給金額 3,000円

支給総額 72,522,000円

⑦ 自治体の政策との比較検討

全国一律の制度（支給要件及び支給額）として実施

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成29年4月	臨時福祉給付金支給事業実施要綱の制定
平成29年4月17日	コールセンター設置
平成29年4月21日	申請書送付開始
平成29年4月24日	申請受付
～平成29年8月31日	
平成29年5月下旬	支給期間
～平成29年9月下旬	

⑨ その他